

電気需給約款（高圧・特別高圧）（新旧対照表）

	(新) 電気需給約款(高圧・特別高圧) (2026年1月1日実施)	(旧) 電気需給約款(高圧・特別高圧) (2025年1月1日実施)
附則	<p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>2026年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 「26 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) 日本国政府による<u>「強い経済」を実現する総合経済対策</u>における<u>「エネルギーコスト等の負担軽減」</u>の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの燃料費調整単価は、お客さまに適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1)は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 高圧業務用電力または高圧電力の需給契約を締結しているお客さまで供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p>	<p>1 本約款の実施期日 本約款は、<u>2025年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 「26 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) 日本国政府による<u>「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」</u>における<u>「足元の物価高に対するきめ細かい対応」</u>の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」といいます。）にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客さまの燃料費調整単価は、お客さまに適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1)は本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p> <p>3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 高圧業務用電力または高圧電力の需給契約を締結しているお客さまで供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p>